







霧島演習場避雷設備設置役務

営繕班長	電気係長
	

件名	霧島演習場避雷設備設置役務				
図面名称	表紙				
図面番号	1/3	作成年月日	令和8年1月 日		
業務隊長	管理科長	演習班長	—	—	作成者
					
えびの駐屯地業務隊 管理科 演習場管理班					

仕様書

1 件名：霧島演習場避雷設備設置役務

2 場所：宮崎県えびの市大字西長江浦 陸上自衛隊えびの駐屯地 霧島演習場

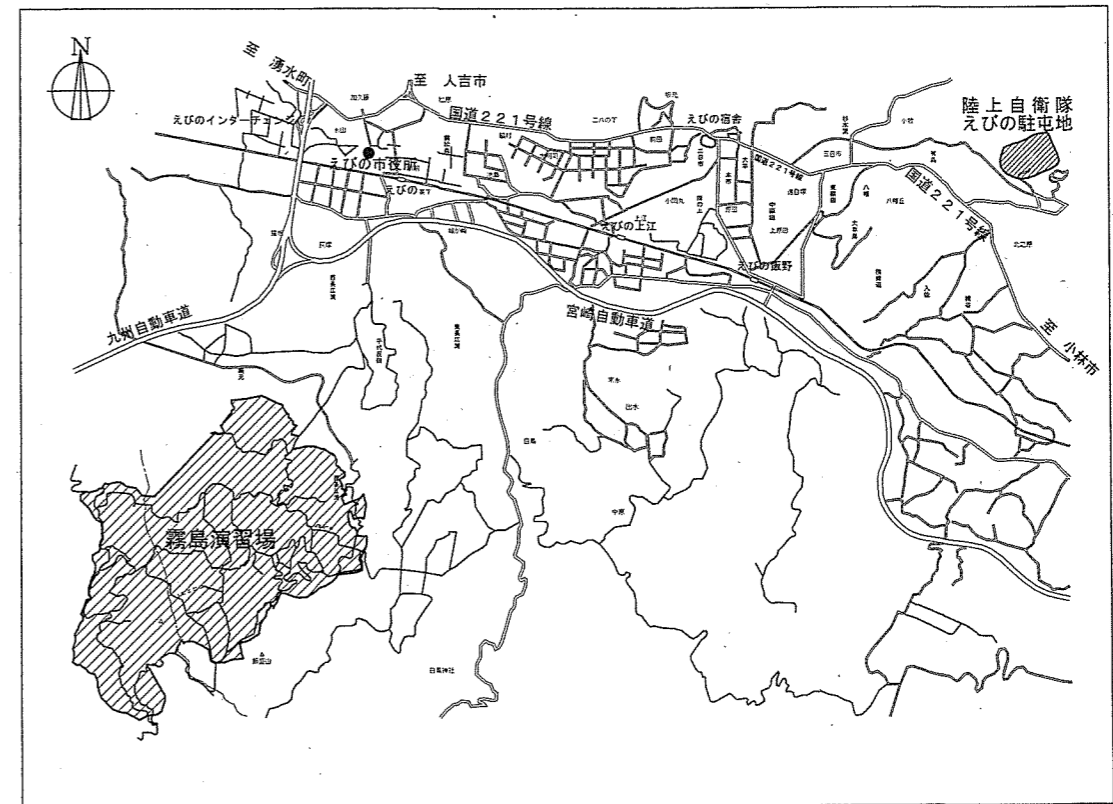
3 役務概要：避雷針の設置（地上高 コンクリート柱10mに取付け）×2箇所

4 一般事項

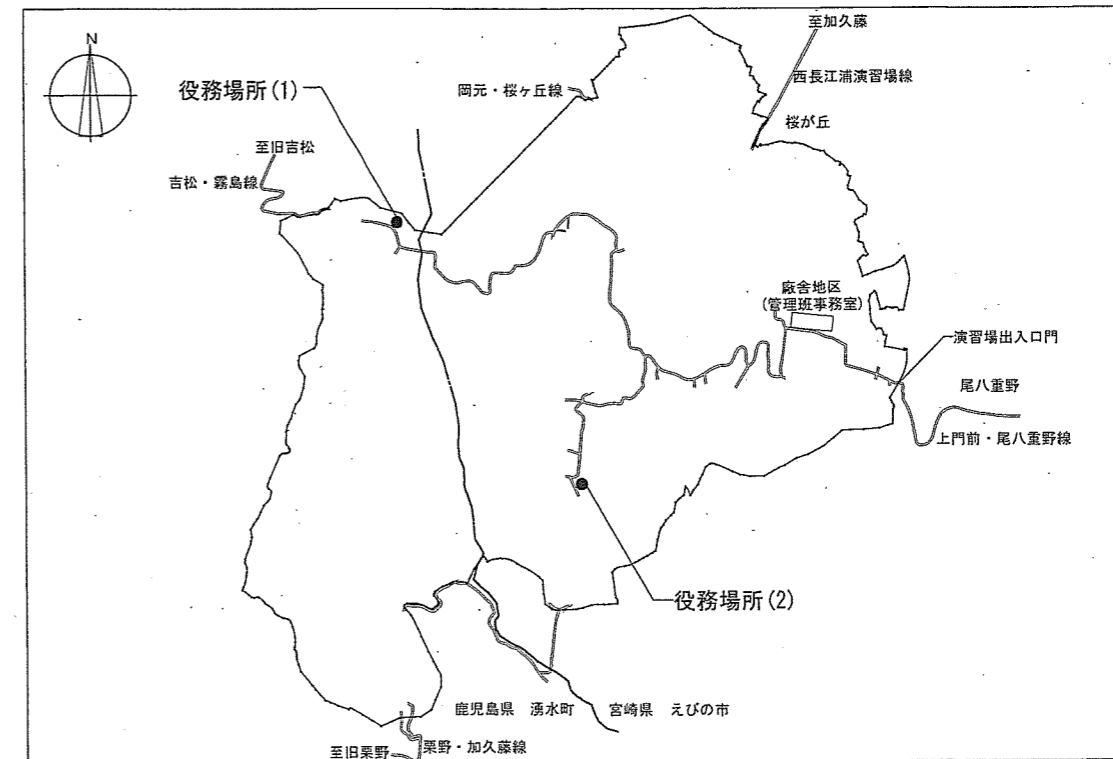
- (1) 本役務は、本仕様書・図面に記載なき事項については、以下によるものとする。
 【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】 ・ 「公共建築工事標準仕様書」「公共建築設備工事標準図」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）（最新版）
- (2) 本仕様書・図面に記載なき事項については係官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。
- (3) 写真は、作業前、作業中、作業後及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4縦）に整理し1部提出する。
- (4) 役務場所及び指定された場所以外への無断立ち入り並びに写真撮影は禁止する。
- (5) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等防止に十分な注意を払わせる。
- (6) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合または、施設等を破損した場合で、その原因が本工事に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責を負うものとする。
- (7) 使用する材料は、すべて新品とし係官の検査を受け、合格品のみ使用する。
- (8) 本役務の発生材は、請負業者が演習場外へ搬出し、自らの責任において適正に処分するものとする。ただし、掘削等に伴う残土は、官側の指示する場内に残置するものとする。
- (9) 本役務により使用する電気・水道は、請負業者が準備する。また、施設内の各種設備の使用については原則禁止とし、これにより難しい場合は、係官と協議の上、その指示に従うものとする。
- (10) その他疑義が生じた場合は、係官と調整の上実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 役務内容
 - ア 避雷設備 機器取付 2組
 - イ コンクリート柱(12-19-5.0) 建柱(コンクリート根柢(1.2m×2本)共) 2組
 - ウ 上項に伴う掘削及び埋戻し作業
 - エ 完成図 2部提出
 - オ 接地抵抗測定 結果表 2部提出
- (2) 上記(1)エ・オ項のほか、官側が指示する書類を作成し、1部提出するものとする。
- (3) 役務の実施日等は、事前に係官と調整を行い決定し、実施するものとする。
- (4) 役務完了後、官側の検査を受けるものとする。

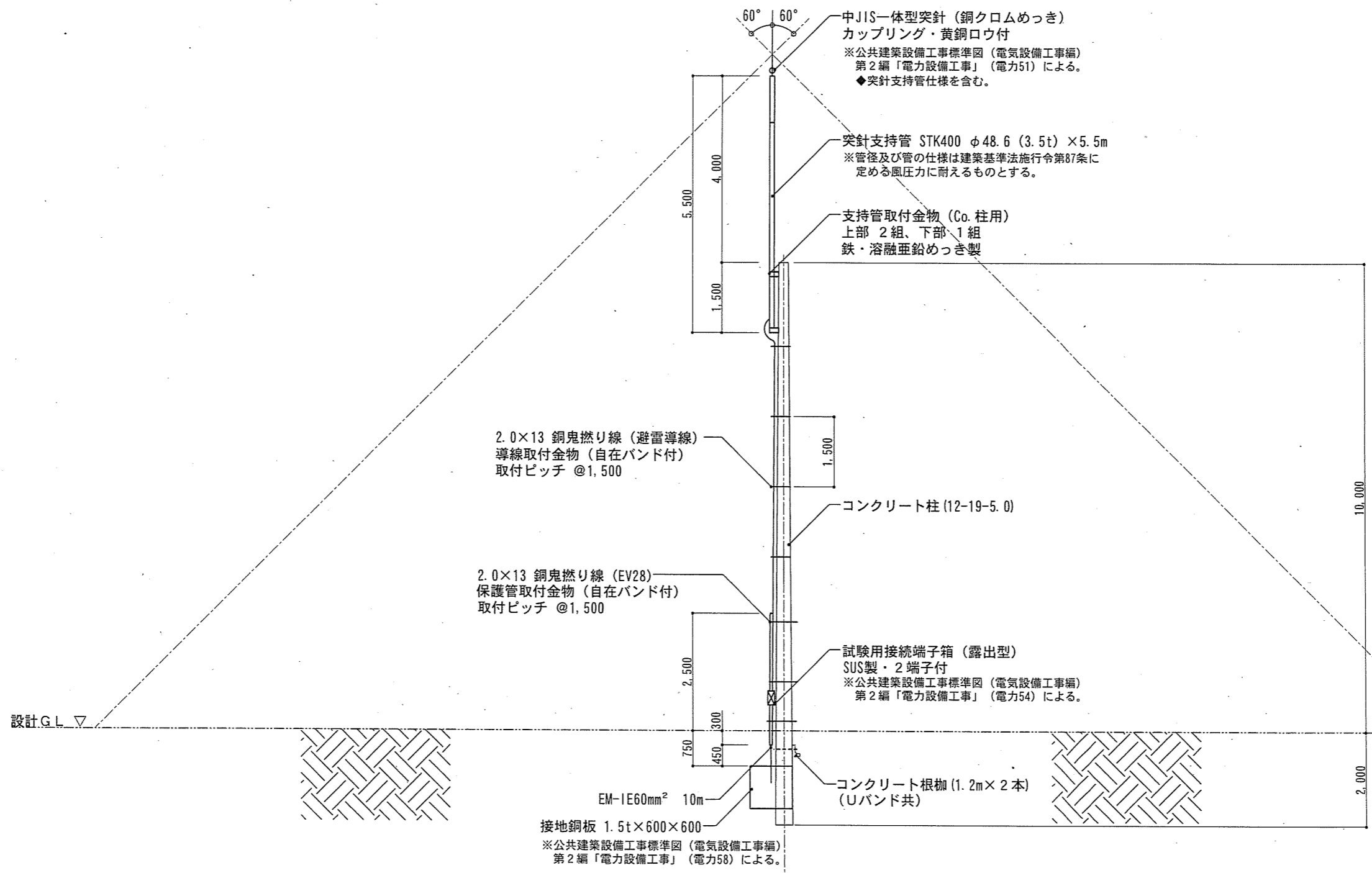


案内図 No Scale



演習場配置図 No Scale

件名	霧島演習場避雷設備設置役務		
図面名称	仕様書、案内図、配置図		
縮尺	図示	作成年月日	令和8年1月 日 図面番号 2/3
えびの駐屯地業務隊 管理科 演習場管理班			



避雷設備姿図 S=1/100

件名	霧島演習場避雷設備設置役務		
図面名称	避雷設備姿図		
縮尺	1/100	作成年月日	令和8年1月 日 図面番号 3/3
えびの駐屯地業務隊 管理科 演習場管理班			